

第8問	行政法	住民監査請求・住民訴訟	司法試験 H26-34
-----	-----	-------------	-------------

〔第8問〕

A市の住民であるXは、A市の職員が公金の支出の手續においてした財務会計上の行為に問題があると考え、地方自治法の規定に基づき住民監査請求をすること及び住民訴訟を提起することを検討している。このような事例に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 住民監査請求において、Xは、当該財務会計上の行為が違法なものであることのみを主張することができ、それが不当なものであると主張することはできない。
- イ. Xは、事案の重要性その他の事情によっては、住民監査請求をすることなく、適法に住民訴訟を提起することができる。
- ウ. Xは、住民監査請求をし監査の結果の通知を受けた場合において、一定の期間内でなければ、適法に住民訴訟を提起することができない。
- エ. 住民訴訟において、Xは、当該財務会計上の行為が違法なものであることのみを主張することができ、それが不当なものであると主張することはできない。

第8問	行政法	住民監査請求・住民訴訟	正解			
			ア2	イ2	ウ1	エ1

ア誤り。地方自治法242条1項。普通地方公共団体の住民は、違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実について、監査委員に対し、監査請求をすることができる。このように、住民監査請求は、違法な場合に限らず不当な場合も対象とすることができる点で、エの解説で記述する住民訴訟と異なる。
よって、住民監査請求において、Xは、当該財務会計上の行為が違法なものであることのみならず、それが不当なものであると主張することもできる。
したがって、本記述は誤っている。

イ誤り。地方自治法242条1項、242条の2第1項柱書。普通地方公共団体の住民は、住民監査請求をした場合において、一定の場合に、裁判所に対し、住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって地方自治法242条の2第1項各号に掲げる請求をすることができる。このように、住民訴訟を提起するにあたっては、監査請求前置主義がとられている。法が監査請求前置主義を採用した理由は、地方公共団体内部に監査委員が存在することからすれば、まずこの機関に監査の機会を与え、自主的な解決をはかることが、地方自治の本旨からも、また、裁判所の負担軽減からも望ましいというものである。
よって、Xは、住民監査請求をすることなく、適法に住民訴訟を提起することはできない。
したがって、本記述は誤っている。

ウ正しい。地方自治法242条の2第1項、242条の2第2項1号。住民監査請求を行った者は、「監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合」は、「当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から30日以内」に、住民訴訟を提起することができる。すなわち、地方自治法には、住民訴訟について、出訴期間の定めがある。これは、早期に行政運営の安定性を確保することを目的とする。
よって、Xは、住民監査請求をし監査の結果の通知を受けた場合において、一定期間内でなければ、適法に住民訴訟を提起することができない。
したがって、本記述は正しい。

エ正しい。地方自治法242条1項、242条の2第1項柱書。普通地方公共団体の住民は、住民監査請求をした場合において、一定の場合に、裁判所に対し、住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって地方自治法242条の2第1項各号に掲げる請求をすることができる。すなわち、住民訴訟の対象は、財務会計上の違法な行為または怠る事実である。
よって、住民訴訟において、Xは、当該財務会計上の行為が違法なものであることのみを主張することができ、それが不当なものであると主張することはできない。
したがって、本記述は正しい。